

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学事務組織規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月22日 16経教規程第78号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第16条の2 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第31条 省略</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	<p>第1条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p><u>(戦略企画室)</u> 第6条の2 本学に、戦略企画室を置く。 2 戦略企画室に、戦略企画室長を置く。 3 戦略企画室長は、学長の命を受け、戦略企画室の事務を処理する。</p> <p>第7条～第16条の2 省略(現行どおり)</p> <p><u>(戦略企画室)</u> 第16条の3 戦略企画室においては、次の事務をつかさどる。 一 大学戦略本部の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。 二 大学戦略に係る情報収集に関すること。 三 大学戦略に係る調査・分析に関すること。 四 大学戦略に係る企画・立案に関すること。 五 大学戦略に係る評価・検証に関すること。 六 大学戦略に関する広報に関すること。 七 特定プロジェクトの支援に関すること 八 その他大学戦略本部の事務に関すること。</p> <p>第17条～第31条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり) 附 則 <u>(20規程第11号)</u> この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	